

## 畜産経営力向上緊急支援リース事業実施要領

平成 25 年 3 月 25 日環機第 110 号 制定

畜産業においては、配合飼料価格の高騰などにより生産コストが上昇しており、畜産経営体等の経営力の向上を図るため、生産性及び飼料自給率の向上や安全な国産畜産物の安定供給の確保が喫緊の課題となっている。

このため、財団法人畜産環境整備機構(以下「機構」という。)は、畜産経営力向上緊急支援リース事業実施要綱(平成 25 年 2 月 26 日付け 24 農畜機第 4748 号。以下「要綱」という。)に基づき独立行政法人農畜産業振興機構(以下「振興機構」という。)の補助を受けて、畜産業を営む者等における畜産経営の生産性や飼料自給率の向上及び飼料生産受託組織等の経営高度化のために必要な機械装置のリース方式による導入等を支援し、もって畜産の生産基盤の維持と国産畜産物の安定供給に資するものとする。

この事業の実施及び補助金の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和 30 年法律第 179 号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和 30 年政令第 255 号)、畜産業振興事業の実施について(平成 15 年 10 月 1 日付け 15 農畜機第 48 号)及び要綱に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

### 第 1 事業の内容

この事業の内容は、次のとおりとする。

#### 1 畜産経営強化緊急支援事業

機構は、第 2 の 1 に規定する借受者が、畜産経営の生産性向上、畜産物の付加価値の向上、労働力の軽減及び飼料自給率の向上を図るために必要な機械装置を機構からリース方式により導入する場合、貸付料等について負担の軽減を図るものとし、借受者に対し当該機械装置の取得に必要な費用の一部について助成する。

#### 2 飼料生産受託組織等経営高度化緊急支援事業

機構は、第 2 の 2 に規定する借受者が、経営の高度化を図るために必要な機械装置を機構からリース方式により導入する場合、貸付料等について負担の軽減を図るものとし、借受者に対し当該機械装置の取得に必要な費用の一部について助成する。

#### 3 効率的生産継続支援事業

機構は、第 2 の 1 及び 2 の借受者が 1 又は 2 の事業により電力供給を必要

とする機械装置を導入する際に、畜産物の効率的な生産の継続のために電力を供給する機械装置を機構からリース方式により一体的に導入する場合、貸付料等について負担の軽減を図るものとし、借受者に対し当該機械装置の取得に必要な費用の一部について助成する。

## 第2 機械装置の借受者

### 1 畜産経営強化緊急支援事業

#### (1) 畜産経営強化緊急支援事業の借受者

畜産経営強化緊急支援事業の借受者は、農業協同組合、農業協同組合連合会、一般社団法人、一般財団法人又は中小企業等協同組合であって畜産業の振興を目的とする法人(以下「農協等」という。)及び次のアからウまでの要件のいずれかを満たす者であって、リース方式により機械装置を導入する者とする。

ア 畜産業を営む者又は農業生産法人(農地法(昭和27年法律第229号)第2条第3項に規定する農業生産法人をいう。以下同じ。)若しくは農事組合法人(農業協同組合法(昭和22年法律132号)第72条の3に規定する農事組合法人をいう。)であって、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第12条第1項の規定に基づく認定を受けた者

イ 畜産の経営安定対策に係る都道府県認定基準策定について(平成18年7月26日付け18生畜第1014号農林水産省生産局畜産部長通知)に基づき策定された都道府県が定める特例としての認定(特認)基準において都道府県知事が特に認めた者

ウ ア又はイを含む2戸以上の農業者が構成する集団

#### (2) 環境と調和のとれた農業生産活動の実施及び配合飼料価格安定制度の安定的な運営を確保するための措置

畜産高度化支援リース実施要領(平成22年5月28日付け22環機第448号。以下「高度化リース要領」という。)第1の2の(4)のイの(ウ)及び(エ)の規定は、畜産経営強化緊急支援事業による貸付に準用する。ただし、同(ウ)中「(ア)のbに掲げる者((d)の集団のうち養畜の事業を行わないものを除く。(エ)において同じ。)」及び同(エ)中「(ア)のbに掲げる者」とあるのは、「借受者」と読み替えるものとする。

### 2 飼料生産受託組織等経営高度化緊急支援事業の借受者

飼料生産受託組織等経営高度化緊急支援事業の借受者は、農協等並びに次の(1)及び(2)の要件をいずれも満たす者であって、リース方式により機械装

置を導入する者とする。

(1) 次のアからケまでのいずれかの組織形態のコントラクター(飼料生産受託組織をいう。)、TMRセンター(完全混合飼料の飼料生産組織をいう。)を営む者及びその他の飼料生産組織(以下「コントラクター等」という。)であること。ただし、農業者が組織する組織の場合は、農業者が3戸以上で構成されるものとする。

ア 農業協同組合及び農業協同組合連合会

イ 公社(地方公共団体が出資している法人をいう。)

ウ 土地改良区

エ 農事組合法人(農業協同組合法第72条の8第1項に規定する事業を行う法人をいう。)

オ 農事組合法人以外の農業生産法人

カ 特定農業団体(農業経営基盤強化促進法第23条第4項に規定する団体をいう。)

キ 農業協同組合又は農業協同組合連合会が株主となっている株式会社であって、農業協同組合、農業協同組合連合会、地方公共団体又は振興機構がその発行済株式のうち議決権のある株式の総数の過半数を保有しているもの

ク 農業(畜産を含む。以下2において同じ。)を営む個人が株主又は社員となっている株式会社又は会社法(平成17年法律第86号。以下同じ。)第575条第1項に規定する持分会社(以下「持分会社」という。)であって、次の(ア)から(ウ)までのすべての要件に適合するもの

(ア) 農業を主たる事業として営んでいること。

(イ) 株式会社にあつては、株主の総数が50人以下であり公開会社(会社法第2条第5号に規定する公開会社をいう。)でなく、かつ、農業を営む個人及び法人がその総株主の議決権の過半数を有していること。

(ウ) 持分会社にあつては、農業を営む個人が業務を執行する社員の数の過半を占めること。

ケ 農業を営む個人が構成員となっている団体であつて、次の(ア)から(ウ)までのすべての要件に適合するもの

(ア) 農業を営む個人が直接の主たる構成員であること。

(イ) 当該団体の規約が次に掲げる事項のすべてに該当していること。

a 共同利用施設等の整備等を図ることにより畜産経営の生産性の向上に資する旨の目的が規定に盛り込まれていること。

b 代表者及び代表権の範囲並びに代表者の選任の手続を明らかにしていること。

c 意思決定の機関及びその方法について定めがあり、意思決定に対する構成員の参加を不当に差別していないこと。

d 共同利用施設等の利用法が公平を欠くものでないこと。

e 収支計算書、会計帳簿を作成している等財務及び会計に関し必要な

事項を明らかにしていること。

(ウ)エ、オ又はクに掲げる法人となることが見込まれる組織であること。

(2) 経営の高度化を図る組織として、次のアからウまでのいずれかを満たす組織であること。

ア 平成27年度までに経営の法人化を図ることが平成25年度末までに開催される総会の議決等により確実と見込まれるもの

イ 平成27年度までに飼料生産受託面積(国産粗飼料増産対策事業実施要綱(平成17年4月1日付け16生畜第4388号農林水産事務次官依命通知)別表の1の(1)から(6)までに定める作業を受託する面積(自ら飼料を販売している組織にあつては飼料生産作業面積)をいう。以下「飼料生産受託面積等」という。)を平成23年度又は平成21年度から平成23年度の3カ年の平均と比較して、北海道は概ね40ha、都府県は概ね20ha(中山間地域にあつては、北海道は概ね20ha、都府県は概ね10ha)以上拡大することが平成25年度末までに開催される総会の議決等により確実であると見込まれるもの

なお、中山間地域とは、飼料生産受託面積等の過半が以下の(ア)から(カ)までのいずれかに該当する地域をいう。

(ア) 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成5年法律第72号)第2条第1項の規定に基づく特定農山村地域

(イ) 山村振興法(昭和40年法律第64号)第7条第1項の規定に基づき指定された振興山村

(ウ) 過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第2条第2項の規定に基づき公示された過疎地域(同法第33条第1項又は第2項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。)

(エ) 半島振興法(昭和60年法律第63号)第2条第1項の規定に基づき指定された半島振興対策実施地域

(オ) 離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域

(カ) 沖縄県、奄美群島及び小笠原諸島の区域

ウ その他コントラクター等の経営の高度化に資するものとして、都道府県知事がイに掲げるものと同様以上の効果を有すると判断し、機構理事長及び振興機構理事長が適当と認めたもの

3 効率的生産継続支援事業の借受者

第1の1又は2の事業を実施する者は、この事業の借受者となることができる。

#### 4 貸付機械装置の再貸付

(1) 機械装置の貸付けを受けた農協等は、借受者に当該機械装置を再貸付けすることができる。

(2) 農協等が貸付機械装置を直接使用する場合は、借受者についての規定による。

### 第3 貸付対象機械装置の範囲

1 貸付けの対象となる機械装置(以下「貸付対象機械装置」という。)の範囲は、別表1に掲げるとおりとする。

2 貸付対象機械装置は、一般に市販されているものを対象とし、試験研究のために製造された機械装置については、貸付対象としないものとする。

3 貸付対象機械装置は、新品を対象とし、中古品は貸付対象としないものとする。

4 国又は振興機構の事業において補助金等の交付を受けている機械装置については、本事業の対象から除外するものとする。

### 第4 事業の実施

#### 1 事業の実施期間

この事業の実施期間は、平成24年度から平成25年度までとする。

#### 2 事業の実施方法

(1) この事業は、機構が実施するリース事業の一環としてその方式により実施する。

(2) 事業の実施方法に関し、この要領に定めのない事項については、畜産高度化支援リース事業のうちの1/2補助付きリースの例によるものとし、用語についても特に定める場合を除き、高度化リース要領の例による。ただし、「施設等」とあるのは、「機械装置」と読み替えるものとする。

#### 3 貸付申請

貸付申請書の様式は、別紙様式1及び2のとおりとする。

#### 4 貸付期間

貸付期間については、高度化リース要領第2(2の(3)を除く。)の規定を準用する。ただし、貸付期間の延長に関する規定は、適用しない。

#### 5 貸付期間終了後の貸付対象機械装置の譲渡

(1) 貸付対象機械装置の譲渡

貸付期間終了後の貸付対象機械装置の譲渡については、高度化リース要領第4の規定を準用する。

(2) 貸付期間終了後の適正使用義務

貸付期間が法定耐用年数未満である場合は、貸付対象機械装置は法定耐用年数に達するまで所有権が移転した借受者において適正に使用するものとする。

6 貸付料

貸付料については、高度化リース要領第3のうち1/2補助付きリースに係る規定を準用する。

第5 補助の交付及び返還等

1 補助金の交付

(1) 機構による補助

機構は、予算の範囲内において、別表2に定める補助対象経費及び補助率により、第1に規定する事業を実施するのに要する経費につき補助するものとする。

(2) 借受者は、貸付機械装置の検収が終わったときは、速やかに畜産経営力向上緊急リース事業実績報告書(別紙様式3)を作成し、機構に提出するものとする。機構は、当該実績報告書を受領後、その内容を審査し、適当と認められる場合は、貸付決定に基づく額を限度として、借受者に補助金相当額を交付する。その場合、機構は、当該金額を機構が借受者に代わって販売業者等に支払う支払対価の一部に充当する方法により交付するものとし、借受者はこれを了承するものとする。

(3) 前項の実績報告書は、借受団体又は受託団体ごとに、とりまとめ表を添付して提出するものとする。

2 補助金の返還等

(1) 禁止行為による返還

借受者は、貸付対象機械装置について次の行為を行ってはならず、これらの違反行為が判明した場合は、補助金の全部又は一部を返還しなければならない。

ア 要綱又は要領に定める規定(第6の規定により準用される高度化リース要領の規定を含む。)に違反した行為を行うこと。

イ この事業の目的以外の用途に使用すること。

ウ 第三者に転貸し、又は譲渡すること。

エ 質権その他名目のいかに関わらず担保の目的に供すること。

(2) 貸付契約違反等による返還

機構は、借受者が貸付対象機械装置の貸付期間中において次に掲げる事由のいずれかに該当する場合において、正当な理由がなく、かつ、改善の見込みがないと認めるときは、借受者に対して補助金の全部又は一部の返還を

命じることができるものとする。

ア 貸付契約(再貸付契約及び再々貸付契約を含む。以下(2)において同じ。)を解約又は解除したとき

イ 借受者が経営を中止したとき

ウ 貸付期間中に借り受けた機械装置が消滅又は消失したとき

エ 申請書等に虚偽の記載をしたとき

オ 貸付契約に定められた契約内容に合致しないことが明らかとなったとき。

カ 変更の届出、報告等を怠ったとき

## 第6 高度化リース要領の準用

高度化リース要領第2(2)の(3)を除く。)、第3から第8まで、第9(3)の(5)のただし書並びに5のただし書及び各号列記の部分を除く。)及び第10から第16までの規定(これらの規定に基づく細則を含む。)は、この要領に基づく貸付に準用する。ただし、第3の4、第9の3の(2)、(5)本文及び(6)中「1/2補助付きリース」とあるのは、「畜産経営力向上緊急支援リース事業によるリース」と、第9の5中「次の事項に関する意見」及び「1/2補助付きリース」とあるのは、それぞれ「意見」及び「畜産経営力向上緊急支援リース事業によるリース」と、第13の5中「1/2補助付きリース」とあるのは、「畜産経営力向上緊急支援リース事業によるリース」と読み替えるものとする。

附 則(平成25年3月25日24農畜機第5234号承認)

### 1 施行期日

この改正は、独立行政法人農畜産業振興機構理事長の承認のあった日から施行し、平成25年2月26日から適用する。

### 2 畜産高度化支援リース事業実施要領の一部改正

畜産高度化支援リース実施要領(平成22年5月28日付け22環機第448号)の一部を次のように改正する。

第1の1の(1)のエ及び同2の(4)のイの(イ)中「たい肥調整・保管施設リース事業」を「堆肥保管施設リース事業」に改める。

第6の1中「生乳リースを除く。」を「生乳リースにあつては、車両を借受ける者に限る。」に改める。

第7の3の(4)中「賃借権の譲渡等、」を削る。

第8の4を次のように改める。

### 4 災害等の場合の貸付料等の免除

著しく大規模な災害等によって貸付施設等が滅失又は使用不能となった場合において、借受者及び周辺地域の被災の状況から借受者の経営の再建が著しく困難であると認めるときは、別に定めるところにより特別の措置として被

災時点以降の貸付料等の免除を行うことができる。

第 12 を次のように改める。

#### 第 12 消費税等納付申告に係る消費税等相当額の取扱

##### 1 補助付きリースにおける補助金に係る消費税相当額の返還義務

補助付きのリースにおいては、消費税の納税に関し簡易課税制度を選択していない借受者は、貸付開始日の属する年(年度)の消費税の申告に際し、課税売上に係る消費税等相当額から課税仕入に係る消費税等相当額を控除する計算において計上した補助金に係る消費税等相当額を機構に返還しなければならない。

##### 2 消費税等相当額の返還の手続

- (1) 機構は、借受者に対し、貸付契約書の送付と同時に、返還を要する金額を通知するとともに、消費税等課税に関する申立書(別紙様式の 4)の用紙を送付する。
- (2) 借受者は、免税事業者であるか納税義務者で簡易課税を選択している場合は、(1)で送付した消費税等課税に関する申立書に必要な証明書類を添付して、貸付開始のときまでに機構に提出するものとする。この申告書は、借受者の選択により貸付施設等の検収の際に検収実施者に封筒に密封して封印をした上で提出してもよいものとする。
- (3) 機構は、借受者から(2)の申立書の提出がなかった場合又はその内容が適正ではないと判断した場合には、第 1 回の貸付料の請求と併せて消費税等相当額返還金の支払を請求する。
- (4) 返還金の納入は、第 3 の 6 の規定を準用する。
- (5) 機構は、納入された金額が(3)により請求した金額に満たないときは、貸付料の徴収を優先する。

第 13 の 1 を次のように改める。

- 1 貸付契約は、機構、借受団体等及び借受者が合意する場合は、この要領及びこの要領に基づき定められた規定等に反しない範囲で変更することができる。

「様式 1 号の 1」の 3 の(4)、「様式 1 の 2」の 3 の(4)、「様式 2 号」の 3 の(4)及び「様式 3 号」の 3 の(3)中「畜産高度化支援リース事業」を「機構のリース事業」に改める。

附則に次のように加える。

この改正は、独立行政法人農畜産業振興機構理事長の承認のあった日(以下「承認日」という。)から施行し、次の各号に定める日又は申請から適用する。

##### (1) 第 1 の改正規定

平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

##### (2) 第 12 の 2 の改正規定

平成 25 年 4 月 1 日以降に貸付を開始する貸付契約から適用する。ただし、貸付申請日が承認日の前日以前である場合は、なお従前の例による。



(3)前各号に掲げる改正以外の改正規定  
承認日から適用する。

## 貸付対象貸付機械装置及び貸付期間

## 1 畜産経営強化緊急支援事業

## (1) 畜産経営の生産性向上及び畜産物の付加価値向上に資する機械装置

対象機械装置	内容(貸付対象機械装置)	貸付期間 (年)
畜舎温度制御機械装置	換気装置、細霧装置、送風装置、冷房装置、暖房装置	7
乳質改善、管理機械装置	発情発見機、分娩監視装置、乳頭洗浄機、哺乳口ポット	7
省エネ機械装置	ヒートポンプ、インバーター制御装置	7
畜産物の付加価値向上に 資する機械装置	動力噴霧機、車両消毒装置	7
	食肉加工機械、乳製品加工機械	9

## (2) 畜産経営における労働力軽減に資する機械装置

対象機械装置	内容(貸付対象機械装置)	貸付期間 年
自動給餌機関係機械装置、 管理機械	自動給餌機、自走式給餌機、自動給水機、ミキサーフィーダー、パッチカルミキサー、ベールフィーダー	7
酪農関係機械装置	搾乳ユニット自動搬送装置	7
鶏卵関係機械装置	集卵装置、汚卵洗浄機	7

## (3) 飼料自給率向上に資する機械装置

対象機械装置	内容(貸付対象機械装置)	貸付期間 年
耕起・播種機械装置	サブソイラ、プラウ、ディスクハロー、スタブルカルチ、ロータリ、ブロードキャスト、ディスクカルチ、コンビドリル、ソイルルースナー、シーダ、プランタ、施肥播種機、グラスシーダー、バキュームシーダー、ダブルソイラー、牧草追播種機、ツースハロー	7
覆土・鎮圧機械装置	ハロー、ローラー、K型ローラー、パワーハロー、パスチャーハロー、カルチパッカ	7

たい肥調整機械装置	ホイローローダー、油圧ショベル、移動式たい肥攪拌機	7
たい肥散布機械装置	ライムソーワ、ブロードキャスタ、マニユアワゴン、マニユアスプレッダー、マニユアローダ、スカベンジャー、コンポキャスタ、自走式マニユアスプレッダー、ハイドロマニユアスプレッダー、スラリーインジェクター、レインガン、ファームワゴン(散布可能なものに限る)、バキュームカー(散布可能なものに限る)、スラリータンカー(散布可能なものに限る)	7
飼料収穫機械装置	モア、モアコンディショナー、フロントモアコン、フォーレイジハーベスター、ハイダンプワゴン、自走式モアコンディショナー、自走式ハーベスター、稲ホールクropp収穫機、ローダバケット、フォーレイジワゴン、ピックアップワゴン	7
飼料調整機械装置	テッダ、レーキ、ヘーメーカ、ヘーベラー、ロールベラー、ラップマシーン、細断型ロールベラー、細断型ベラーラッパー、ベールグリッパー、自走ロールベラー、自走ラップマシーン、サイロプレス、メイズベラー、サイレイジカッター、ロールベールカッター、飼料攪拌機、フォーレイジカッター、サイレイジグラブ	7
エコフィード給餌装置	機械エコフィード給餌システム(リース対応可能なもの)	7
飼料米利用に必要な機械装置	粉碎機、混合機、飼料タンク	7
リキッドフィード給餌装置	飼料タンク、混合機(配合飼料とリキッドフィードを混合するのであって、リキッドフィードの製造を目的としないもの)、パイプライン、飼槽	7
エコフィード混合給餌装置	①自家配合飼料給餌におけるエコフィード等の活用 飼料タンク、破碎機、混合機、パイプライン ②TMR給餌におけるエコフィード等の活用 飼料タンク、破碎機、混合機(TMRセンター)、パイプライン	7

(4) 効率的な畜産物生産に資する機械装置

内容(貸付対象機械装置)	貸付期間 年
大型送風機械装置	7
大型温風機械装置	7

(5) 都道府県知事が特に必要と認める機械

内容(貸付対象機械装置)	貸付期間 年
(1)から(4)の機械と同様の効果がある機械として、都道府県知事が特に必要と認める機械であって、理事長が適当と認めたもの(特認機械装置)	別途定める。

注1 本表は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)別表第2から引用したものである。

2 本表に記載のない貸付機械装置がある場合には、申請のあった貸付機械装置に基づき別途定めるものとする。

## 2 飼料生産受託組織等経営高度化緊急支援事業

### (1) 飼料播種機械装置

対象機械装置	北海道	都府県	貸付期間 年
牧草播種機	複合作業機を含み、乗用トラクター用で、条播きにあつては、12条播き以上のものに限る。		7
追播種機			7
とうもろこし播種機	複合作業機を含み、乗用トラクター用で、4条播き以上のもの又は作業能率が50a/1時間以上のものに限る。		7
飼料用稲直播機	複合作業機を含み、出芽、苗立を安定させるための播種深度の調整機能等を有するものに限る。		7
簡易草地更新機械	複合作業機を含み、草地等の簡易更新(除草、心土破碎、表層攪拌又は作溝・穿孔、施肥・播種、覆土・鎮圧等)に係る作業に要する機械		7

### (2) 収穫・調製用機械装置

対象機械装置	北海道	都府県	貸付期間 年
モアコンディショナー ヘイコンディショナー	乗用トラクター用又は自走式で、作業幅1.8メートル(肉用牛は1.6メートル)以上のものに限る。	乗用トラクター用又は自走式で、作業幅1.6メートル以上のものに限る。	7
フォーレイジハーベスター	乗用トラクター用又は自走式で、作業幅1.5メートル以上のユニット型のもの又はとうもろこし専用機に限る。	乗用トラクター用又は自走式のものに限る。	7
とうもろこし収穫機	とうもろこし雌穂収穫専用アタッチメントに限る。		7
テッター、レーキ テッターレーキ	乗用トラクター用で、作業幅4.0メートル以上のものに限る。	乗用トラクター用で、作業幅3.3メートル以上のものに限る。	7
ロールベアラー	ピックアップ幅1.2メートル	ピックアップ幅1.0メートル	7

	以上のロール型、細断型 ロールベラー、稲発酵 粗飼料用ロールベラー 又は汎用型飼料収穫機に 限る。	以上のロール型、細断型 ロールベラー、稲発酵 粗飼料用ロールベラー 又は汎用型飼料収穫機に 限る。	
梱包解体機、運搬機	積載量1.5トン以下のロードワゴンを除く。		7
梱包格納用機械			7
サイレージ取出機 積込機	フロントローダー、ホイールローダー及びこれらに装着 する飼料作物積込アタッチメントに限る。		7
飼料攪拌機 飼料粉碎機			7
稲わら収集機 アンモニア処理機			7

(3)その他

対象機械装置	北海道	都府県	貸付期間 年
家畜糞尿土壌還元用機械	乗用トラクター用又は自走式の家畜糞尿散布機		7
作業管理システム機器			7

注1 積込機のうち飼料作物積込アタッチメントのみを導入する場合は、他の飼料作物収穫機械装置と併せて導入し、一連の収穫作業体系を確立する場合に限り助成対象とする。

2 本表の運搬等の機械には、汎用性のあるトラック等は含まないものとする。

3 本表のほか、コントラクター等の経営の高度化に資するものとして都道府県知事が特に必要と認める機械であつて、理事長が適当と認めたもの(特認機械装置)についても貸付対象とする。

4 本表は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)別表第2から引用したものである。

5 本表に記載のない貸付機械装置がある場合には、申請のあつた貸付機械装置に基づき別途定めるものとする。

### 3 効率的生産継続支援事業

#### 効率的生産の継続に資する機械装置

対象機械装置	貸付期間 年
自家発電機、配電盤	7

注1 本表は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)別表第2から引用したものである。

2 本表に記載のない貸付機械装置がある場合には、申請のあった貸付機械装置に基づき別途定めるものとする。

別表2

事業名	補助対象経費	補助率
1 畜産経営強化緊急支援事業	機械装置の取得に必要な経費	3分の1以内
2 飼料生産受託組織等経営高度化緊急支援事業	機械装置の取得に必要な経費	2分の1以内
3 効率的生産継続支援事業	機械装置の取得に必要な経費	2分の1以内



別紙様式1(1)(直接リース)

番 号  
平成 年 月 日

財団法人畜産環境整備機構 理事長あて

借受者 (〒)住所又は所在地

ふりがな  
名 称

ふりがな  
氏名等

電話番号

印

代表メールアドレス(有する場合)

ホームページアドレス( " )

平成 年度畜産経営力向上緊急支援リース事業機械装置貸付申請書  
兼補助金交付申請書

この度、下記により機械装置の貸付けを受けたく、畜産経営力向上緊急支援リース事業実施要領(以下「実施要領」という。)第6で準用する畜産高度化支援リース事業実施要領第9の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。また、併せて、補助金 円を交付されたく、申請します。なお、貴機構から交付される補助金については、当方に代わって販売業者等に貸付機械装置の支払対価の一部として支払うようお願いいたします。

また、貸付申請に当たり、下記5の事項については、これを誓約します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

様式1の「畜産経営強化緊急支援事業・効率的生産継続支援事業」のとおり

3 事業に要する経費の配分及び負担区分

(単位:円)

区 分	事業費	負担区分		備 考
		機構補助金	その他	
(1)畜産経営強化緊急支援事業				
(2)飼料生産受託組織等経営高度化緊急支援事業				
(3)効率的生産継続支援事業				
合 計				

#### 4 事業実施期間

平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

#### 5 誓約事項

- (1) 貸付決定の上は、実施要領(実施要領により準用される畜産高度化支援リース事業実施要領の規定を含む。)、貸付契約書の諸条項及び貸付決定通知書の記載事項を遵守します。
- (2) 機械装置を借受けるに当たり、貸付契約の締結時に「リース事業保証保険」に加入する機構手続を機構に委任します。
- (3) 今後の貸付決定通知書等文書の受領、貸付料等金銭の納入等に係る諸手続については、すべて受託団体を通じて行います。

#### 6 添付書面

- (1) 見積書、カタログ等
- (2) 見積合わせ結果表
- (3) 法人の場合は、履歴事項全部証明書
- (4) 認定農業者又は知事特認の認定書面
- (5) 共同利用の貸付機械装置にあつては、共同利用契約書等
- (6) 繰越欠損金がある場合は、申請者の直近3年の決算書(所得税青色申告決算書、損益計算書、貸借対照表、収入金額内訳等を含む付属資料)
- (7) 畜産経営力向上緊急支援リース事業貸付申請に係る審査表
- (8) 「機構のリース事業の健全かつ円滑な実施の確保について」に基づき必要となる書面
- (9) 複合経営である場合は、他の経営の収入等の明細等
- (10) 農業環境規範に基づく点検シート
- (11) 配合飼料価格安定制度に係る該当年度分の数量契約
- (12) 消費税等納付申告に係る消費税等相当額の取扱に係る確約書

注1 貸付申請書の記載は、次に掲げる様式とする。

畜産経営強化緊急支援リース(及び効率的生産継続支援リース)

個人の場合は、様式1号1(個人用)

法人等の場合は、様式1号2(法人、集団用)

2 飼料生産受託組織等経営高度化緊急支援リース(及び効率的生産継続支援リース)

様式2号(法人、集団用)

畜産経営強化緊急支援事業・効率的生産継続支援事業(個人用)

1 貸付申請者の状況等

氏名・年齢		( 歳)		
後継者の有無		有(申請者との関係)、無		
経営継続の確認				
農協等への加入時期		大・昭・平 年 月		
労働力(従業員数)		人(家族労働 人、雇用労働 人)		
農業経営	家畜家きん等の種類	申請時現在(頭・羽)	前年度(頭・羽)	前々年度(頭・羽)
	草地等の面積	草地 ha、畑 ha、田 ha		
項目		○年度(千円)	○年度(千円)	○年度(千円)
直近の経営状況	収入金額①			
	経費②			
	差引金額③=①-②			
	繰戻額等④			
	繰入額等⑤			
	青色申告控除額⑥			
	所得額⑦=③+④-⑤			
赤字の繰越額				

注1 経営継続の確認は、年齢が60歳以上の者で後継者がいない場合のみ、貸付期間中畜産経営を継続する旨を記述すること。

- 加入時期は、リースを申請する窓口である団体(農協、飼料基金等)に加入した年月とすること。
- 家畜家きん等の種類欄は、乳牛、肉牛(黒毛、F1、乳用種等)、繁殖豚、肥育豚、卵鶏及び肉鶏等を記載する。頭羽数は、種類ごとにできるだけ詳しく記入する(乳牛の例:育成牛、子牛、未經産牛など)。また、預託の場合は、( )書きで内数の頭数を記入すること。
- 直近の経営状況については、申請者の所得税の確定申告書B(第一表及び第二表)、所得税青色申告決算書(損益計算書、貸借対照表、収入金額内訳書等を含む。)を添付のこと。(確定申告等の内容が正確に把握できる資料があれば、それらの資料でも可)
- 取得額(消費税込み)が3千万円以上の場合は、直近5年の経営状況を記載のこと。

## 2 貸付申請機械装置

別添の「畜産経営強化緊急支援事業・効率的生産継続支援事業」のとおり

注 補助金額は、消費税込みで計算して下さい。

畜産経営強化緊急支援事業・効率的生産継続支援事業

事業名	No	借受者要件 (※)	導入目的		機械装置								機械装置価格、補助金等(円)				貸付期間 法定 耐用 年数	貸付期間短縮の理由	貸付料 納入方法 (※)			
			事業区分 (※)	手法・手段 (※)	現行の機械装置の概要 (機械装置名、数量等)	機械装置の概要				機械価格 A	消費税 B	社 (A+B)	補助 率	補助金額								
						機械装置名	型式	メーカー	販売業者						数量	選定理由				設置場所		
畜産経営強化緊急支援事業	1																					
	2																					
	3																					
	計	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	
	1																					
効率的生産継続支援事業	2																					
	計	-	-	-	-	-	-	-	0	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-
	合計	-	-	-	-	-	-	-	0	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-

注1 記入項目のうち、※印の付いている項目は、プルダウンメニューのため、該当するものを選択して下さい。

注2 選定理由については、導入目的に対する機械装置の選定理由を記入して下さい。また、機能向上の場合は、現行の機械装置との相違点を記入して下さい。

畜産経営強化緊急支援事業・効率的生産継続支援事業(法人・集団用)

1 貸付申請者の状況等

法人名・集団名				
農協等への加入時期		大・昭・平 年 月		
労働力(従業員数)		人(家族労働 人、雇用労働 人)		
資本金(出資金)及び構成内訳		総額 千円		
		出資者名 、金額 千円、出資者名 、金額 千円		
		出資者名 、金額 千円、出資者名 、金額 千円		
農業経営	家畜家きん等の種類	申請時現在(頭・羽)	前年度(頭・羽)	前々年度(頭・羽)
	草地等の面積	草地 ha、畑 ha、田 ha		
項 目		○年度(千円)	○年度(千円)	○年度(千円)
直近の経営状況	売上高①			
	売上原価②			
	販売費及び一般管理費③			
	営業損益④=①-②-③			
	営業外損益⑤			
	経常利益⑥=④+⑤			
	特別利益及び損失⑦			
	法人税等⑧			
	当期損益⑨=⑥+⑦-⑧			
	繰越損益			

注1 集団の場合、畜産農業者が含まれていることを証すること。

2 加入時期は、リースを申請する窓口である団体(農協、飼料基金等)に加入した年月とすること。

3 家畜家きん等の種類欄は、乳牛、肉牛(黒毛、F1、乳用種等)、繁殖豚、肥育豚、卵鶏及び肉鶏等を記載する。頭羽数は、種類ごとにできるだけ詳しく記入する(乳牛の例:育成牛、子牛、未經産牛など)。また、預託の場合は、( )書きで内数の頭数を記入すること。

4 貸借対照表、損益計算書、販売費及び一般管理費、製造原価明細書等並びに売上高等の明細を添付すること

5 取得額(消費税込み)が3千万円以上の場合は、直近5年の経営状況を記載すること

## 2 貸付申請機械装置

別添の「畜産経営強化緊急支援事業・効率的生産継続支援事業」のとおり

注1 様式は、様式1号1の2の別添様式に準ずる。

2 補助金額は、消費税込みで計算して下さい。

飼料生産受託組織等経営高度化緊急支援事業・効率的生産継続支援事業  
(法人・集団用)

## 1 貸付申請者の状況等

法人名・集団名							
農協等への加入時期		大・昭・平 年 月					
労働力(受託作業関係)		人(うちオペレーター 人)					
資本金(出資金)及び構成内訳		総額 千円					
		出資者名 、金額 千円、出資者名 、金額 千円			出資者名 、金額 千円、出資者名 、金額 千円		
借受者要件	(1)経営の法人化	実施予定年度：平成 年度					
		法人化により期待される効果：					
	(2)飼料生産受託面積・飼料生産作業面積	21年度 (A)	22年度 (B)	23年度 (C)	3年間 平均(D)	○年度 計画(E)	拡大面積 (E-C 又は D)
	受託面積	( )	( )	( )	( )	( )	( )
	生産面積(販売用)	( )	( )	( )	( )	( )	( )
	合計	( )	( )	( )	( )	( )	
項 目		○年度(千円)		○年度(千円)		○年度(千円)	
直近の経営状況	売上高①						
	売上原価②						
	販売費及び一般管理費③						
	営業損益④=①-②-③						
	営業外損益⑤						
	経常利益⑥=④+⑤						
	特別利益及び損失⑦						
	法人税等⑧						
	当期損益⑨=⑥+⑦-⑧						
	繰越損益						

注1 借受者の要件については、(1)及び(2)のいずれか該当する方に記入すること。

2 借受者の要件の(2)に記入する場合は、次の注意点に留意して記入すること。

- ① とうもろこしの二期作や作付けの組み合わせにより、作付け及び収穫をそれぞれ2回行う場合は、延面積(延作付面積)を記入すること。
- ② 受託面積及び生産面積のいずれの面積についても、明細を添付すること。



- ③ 年度計画は、27年度までの年度で記入すること。
  - ④ 中山間地域の面積は、( )内に内数として記入すること。
  - 3 貸借対照表、損益計算書、販売費及び一般管理費、製造原価明細書等並びに売上高等の明細を添付すること
  - 4 取得額(消費税込み)が3千万円以上の場合は、直近5年の経営状況を記載すること
- 2 貸付申請機械装置  
別添「飼料生産受託組織等経営高度化緊急支援事業・効率的生産継続支援事業」のとおり。

注 補助金額は、消費税込みで計算して下さい。



別紙様式1(2)(直接リース)

番 号  
年 月 日

財団法人畜産環境整備機構 理事長あて

受託団体 (〒)住所又は所在地

ふりがな  
名 称

ふりがな  
氏 名 等

印

電話番号

代表メールアドレス(有する場合)

ホームページアドレス( // )

平成 年度畜産経営力向上緊急支援リース事業機械装置貸付申請書  
兼補助金交付申請及びとりまとめ表の進達について

この度、別添のとおり平成 年度畜産経営力向上緊急支援リース事業機械装置貸付申  
請兼補助金交付申請書の提出があったので、下記のとおりとりまとめ表を添付して進達しま  
す。

記

- 1 申請書  
同封のとおり( 件)
- 2 とりまとめ表  
別添のとおり
- 3 貸付申請施設等の検収等を再委任する場合の相手方

資産経営強化緊急支援事業・効率的生産継続支援事業とりまとめ表

借受団体名( )

事業名	No	転貸借受団体名	借受者名	借受者要件 (※)	事業区分 (※)	導入目的 手法・手段 (※)	機械装置				機械装置面積・補助金等(円)				実行期間 年数	法定 耐用年数	実行期間経過 の理由	交付料 納入方法 (※)	
							現行の機械装置の概要 (機種装置名、数量等)	機種装置名	型式	メーカー	数量	導入理由	設置場所	機械価値 人					消費税 率
資産経営強化緊急支援事業	1																		
	2																		
	3																		
				借受者計															
	1																		
	2																		
効率的生産継続支援事業	1																		
	2																		
				借受者計															
				転貸借受団体計															
	1																		
	2																		
			借受者計																
			転貸借受団体計																
		合計																	

注1 記入項目のうち、※印の付いている項目は、プルダウンメニューのため、該当するものを選択して下さい。

注2 選定理由については、導入目的に対する機械装置の選定理由を記入して下さい。また、機能向上の場合は、現行の機械装置との相違点を記入して下さい。

注3 転貸借受団体を經由しない場合は、転貸借受団体のセルに「-」を記入して下さい。



別紙様式2(1)(間接リース)

番 号  
平成 年 月 日

財団法人畜産環境整備機構 理事長あて

借受団体 (〒)住所又は所在地

ふりがな  
名 称

ふりがな  
氏名等

印

電話番号

代表メールアドレス(有する場合)

ホームページアドレス( " )

平成 年度畜産経営力向上緊急支援リース事業機械装置貸付申請書  
兼補助金交付申請書

この度、下記により貸付機械装置の貸付けを受けたく、畜産経営力向上緊急支援リース事業実施要領(以下「実施要領」という。)第6で準用する畜産高度化支援リース事業実施要領第9の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。また、併せて、補助金円を交付されたく、申請します。なお、貴機構から交付される補助金については、当方に代わって販売業者等に貸付施設等の支払対価の一部として支払うようお願いいたします。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

別添の「畜産経営強化緊急支援事業・効率的生産継続支援事業とりまとめ表」又は「飼料生産受託組織等経営高度化緊急支援事業・効率的生産継続支援事業とりまとめ表」のとおり

3 事業に要する経費の配分及び負担区分

区 分	事業費	負担区分		備 考
		機構補助金	その他	
(1) 畜産経営強化緊急支援事業				
(2) 飼料生産受託組織等経営高度化緊急支援事業				
(3) 効率的生産継続支援事業				
合 計				

4 事業実施期間

平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

5 添付資料

対象となる事業ごとに、別紙様式1の2の別添「畜産経営強化緊急支援事業・効率的生産継続支援事業とりまとめ表」又は「飼料生産受託組織等経営高度化緊急支援事業・効率的生産継続支援事業とりまとめ表」を準用して作成した表を添付すること。

6 貸付申請施設等の検収等を再委任する場合の相手方

別紙様式2(2)(間接リース)

番 号  
平成 年 月 日

借受団体又は転貸借受団体の代表者あて

借受者(〒)住所又は所在地

ふりがな  
名 称

ふりがな  
氏 名 等

電話番号

代表メールアドレス(有する場合)

ホームページアドレス( // )

印

平成 年度畜産経営力向上緊急支援リース事業機械装置貸付申請書  
兼補助金交付申請書

この度、下記により機械装置の貸付けを受けたく、畜産経営力向上緊急支援リース事業実施要領(以下「実施要領」という。)第6で準用する畜産高度化支援リース事業実施要領第9の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。また、併せて、補助金円を交付されたく、申請します。なお、貴機構から交付される補助金については、当方に代わって販売業者等に貸付施設等の支払対価の一部として支払うようお願いいたします。

また、貸付申請に当たり、下記5の事項については、これを誓約します。

記

別紙様式1の記以下の様式を準用する。



別紙様式3(1)(直接リース)

番 号  
平成 年 月 日

財団法人畜産環境整備機構 理事長あて

借受者(〒)住所又は所在地

ふりがな  
名 称

ふりがな  
氏 名 等

電話番号

印

代表メールアドレス(有する場合)

ホームページアドレス( // )

平成 年度畜産経営力向上緊急支援リース事業実績報告書

平成 年度畜産経営力向上緊急支援リース事業について、下記のとおり実施したので、同事業実施要領第5の1の(2)の規定に基づき、実績を報告します。

なお、補助金の概算払請求額については、販売業者等への貸付機械装置の支払対価の一部として、支払をお願いします。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

3 事業に要した経費の配分及び負担区分

(単位:円)

区 分	事業費	負担区分		備 考
		機構補助金	その他	
(1)畜産経営強化緊急支援事業				
(2)飼料生産受託組織等経営高度化緊急支援事業				
(3)効率的生産継続支援事業				
合 計				

## 4 事業に係る精算額

(単位:円)

区 分	交付決定額	確定額	概算払 受領額	精算払 請求額
(1) 畜産経営強化緊急支援 事業				
(2) 飼料生産受託組織等経 営高度化緊急支援事業				
(3) 効率的生産継続支援事 業				
合 計				

## 5 事業開始年月日及び完了年月日

平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

別紙様式3(2)(間接リース)

番 号  
平成 年 月 日

財団法人畜産環境整備機構 理事長あて

借受団体(〒)住所又は所在地

ふりがな  
名 称

ふりがな  
氏名等

印

電話番号

代表メールアドレス(有する場合)

ホームページアドレス( // )

平成 年度畜産経営力向上緊急支援リース事業実績報告書

平成 年度畜産経営力向上緊急支援リース事業について、下記のとおり実施したので、同事業実施要領第5の1の(2)の規定に基づき、実績を報告します。

なお、補助金の概算払請求額については、販売業者等への貸付機械装置の支払対価の一部として、支払をお願いします。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

3 事業に要した経費の配分及び負担区分

(単位:円)

区 分	事業費	負担区分		備 考
		機構補助金	その他	
(1) 畜産経営強化緊急支援事業				
(2) 飼料生産受託組織等経営高度化緊急支援事業				
(3) 効率的生産継続支援事業				
合 計				

## 4 事業に係る精算額

(単位:円)

区 分	交付決定額	確定額	概算払 受領額	精算払 請求額
(1)畜産経営強化緊急支援 事業				
(2)飼料生産受託組織等経 営高度化緊急支援事業				
(3)効率的生産継続支援事 業				
合 計				

## 5 事業開始年月日及び完了年月日

平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

別紙様式3(3)(間接リース)

番 号  
平成 年 月 日

借受団体又は転貸借受団体の代表者あて

借受者 (〒)住所又は所在地

ふりがな  
名 称

ふりがな  
氏 名 等

電話番号

印

代表メールアドレス(有する場合)

ホームページアドレス( // )

平成 年度畜産経営力向上緊急支援リース事業実績報告書

平成 年度畜産経営力向上緊急支援リース事業について、下記のとおり実施したので、同事業実施要領第5の1の(2)の規定に基づき、実績を報告します。

なお、補助金の概算払請求額については、販売業者等への貸付機械装置の支払対価の一部として、支払をお願いします。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

3 事業に要した経費の配分及び負担区分

(単位:円)

区 分	事業費	負担区分		備 考
		機構補助金	その他	
(1) 畜産経営強化緊急支援事業				
(2) 飼料生産受託組織等経営高度化緊急支援事業				
(3) 効率的生産継続支援事業				
合 計				

4 事業に係る精算額

(単位:円)

区 分	交付決定額	確定額	概算払 受領額	精算払 請求額
(1)畜産経営強化緊急支援 事業				
(2)飼料生産受託組織等経 営高度化緊急支援事業				
(3)効率的生産継続支援事 業				
合 計				

5 事業開始年月日及び完了年月日

平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日